

2024年度からの奨学金制度の改正（給付型奨学金・授業料減免等の中間層への拡大）について

給付型奨学金と授業料等減免をセットで行う「高等教育の修学支援新制度」について、政府は子育て支援等の観点から、2024年度から多子世帯の中間層に支援対象を拡大する旨を発表しています。

【参考リンク】文部科学省「奨学金事業の充実」 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shougakukin/main.htm



<改正の概要>

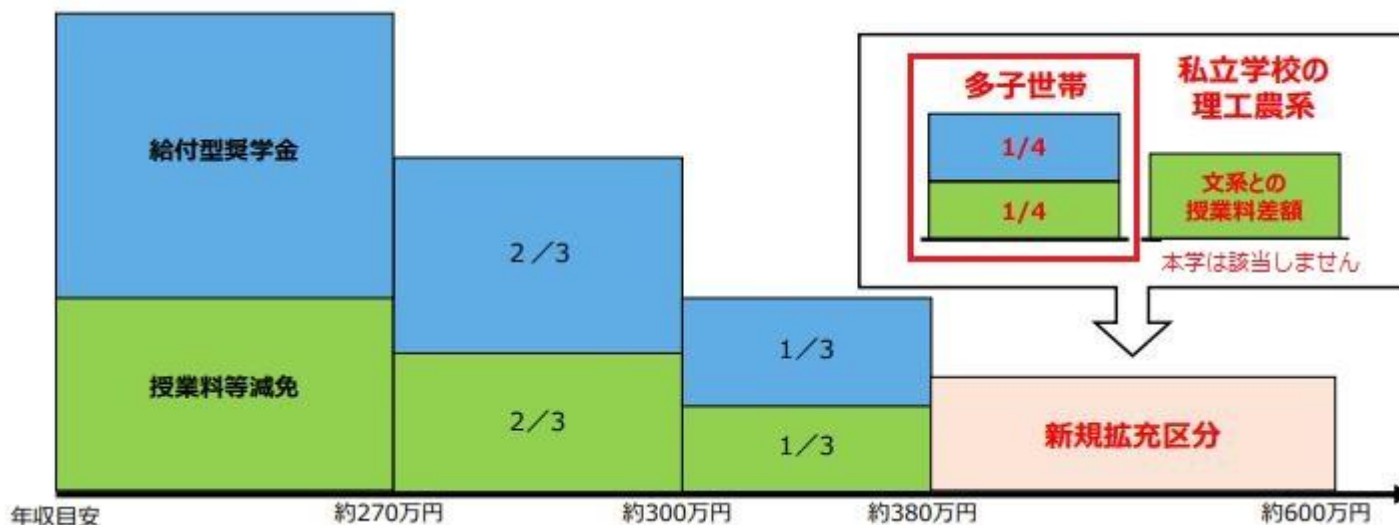
➤ 【拡大される対象者】①、②いずれにも該当する方

①世帯年収 600 万円程度までの学部段階

②多子世帯（申込時点で扶養する子供が3人以上いる）の学生

※3人目の子供である必要はなく、扶養する子供が3人以上いれば、1人目の子供から対象

※子供が3人いる世帯であっても、社会人となって扶養から外れている子供がいたら、支援対象外



➤ 【給付型奨学金支給額・授業料等減免上限額（予定）】第IV区分

<給付型奨学金支給額（月額）> 自宅通学：9,600円／自宅外通学：19,000円

<授業料減免額（年額）> 175,000円

- 申請方法等、その他詳細は説明会にてご案内いたします。
- 収入要件：学生本人およびその生計維持者（原則父母）の支給額算定基準額の合計が基準額に該当すること（詳しくは、参考リンク内の文部科学省ホームページにて確認してください）